

令和6年度第2回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和6年10月31日（木） 午後2時00分～午後4時00分

2 会議の場所 岡崎市役所東庁舎7階701号室

3 会議の議題

- (1) 報告第2号 ふるさと景観資産の選定解除について（浄珠院のたらよう）
- (2) 報告第3号 ふるさと景観資産の選定解除について（熊野神社のくすのき）
- (3) 報告第4号 ふるさと景観資産の選定解除について（井田八幡宮のくろがねもち）
- (4) 報告第5号 中央緑道周辺地区の景観保全型広告整備地区の指定について
- (5) 諮問第2号 愛知環状鉄道 中岡崎駅エレベーターの設置について

4 会議に出席した委員（10名）

学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	杉野 丞
学識景観者	森 真弓
学識経験者	宮崎 晋一
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	島津 達雄
学識経験者	長谷川 明子
各種団体	奥野 幸子
各種団体	河内 利弘
市民公募	小早川 隆恵

5 事務局

都市政策部長		松澤 耕
都市政策部まちづくり推進課	課長	浅井 恒之
都市政策部まちづくり推進課	副課長	高橋 建一
都市政策部まちづくり推進課	景観まちづくり係係長	中村 敦
都市政策部まちづくり推進課	景観まちづくり係主査	阿部 尚由
都市政策部まちづくり推進課	景観まちづくり係主査	浅井 幸恵
都市政策部まちづくり推進課	景観まちづくり係主査	酒井 迅
都市基盤部公園緑地課	計画整備係係長	津呂 幸治
都市基盤部公園緑地課	計画整備係技師	森本 涼太

6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例

における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議事録署名者に杉野委員及び奥野委員を指名した。

8 報告第2号 ふるさと景観資産の選定解除について（浄珠院のたらよう）

報告第3号 ふるさと景観資産の選定解除について（熊野神社のくすのき）

報告第4号 ふるさと景観資産の選定解除について（井田八幡宮のくろがねもち）

議長が報告第2号から第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者（公園緑地課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

中根委員

報告事項の資料の中に選定解除日を記載してほしい。理由は、伐採日と解除日の前後関係がよくわからないため。解除される前に伐採した場合は、条例との整合性が取れるのか。事務方の意見を伺いたい。

条例第42条第3項の中で、原則として伐採は現状変更だと思うが、伐採を行うには原則あらかじめ市長に届けなければならない。ただ、例外的に通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置についてはこの限りではないとしている。事務方の解釈としては、条例第42条第3項に該当するというので、もし解除前に伐採されたとしたら、どのように理解されているのか見解をお聞きしたい。

事務局

今回報告した報告第4号、井田八幡宮のくろがねもちについては、折れてしまったものはバランスが悪くなり倒木の危険があるため、伐採することは致し方ないと判断している。

中根委員

実質的な判断についてではなく、規定との整合性をどこに根拠をもってやっているか、理解しているかという基本的な質問。事前判断も十分されており、非建設的なことは全くなく、実質的な判断で問題ない。

もし今回の件が例外に当たる場合、条例がすべてをカバーしていないのであれば、追加すべきだと考えての質問である。

事務局

確認する。

島津委員

ふるさと景観資産は一時期109件選定され、22件が解除になっている。地域の名木を保護

している状況がどういうものか教えてほしい。市と協力して長期にわたりとあるが、各対応について間隔がかなり空いている。これで協力できているのか心配である。樹木医に見てもらっているかも知れないが、出掛けたついでに見ることもできる。名木の対応について、対応の仕方や他市の事例、どれだけダメになっているのか、書き込んでいただきたい。本当はやっていると思うが、資料だとほとんど対応していないように見える。予算や人手のこともあるので一概には言えないが、最大限どこまでできるか考える必要がある。単に選定して5千円払っておしまいだと、規定は意味のないものとなる。

事務局

他市がどうしているかは、また確認したいと思う。対応状況としては、1年に1回程度報告書を出してもらい、状態を把握している。中でも樹勢が悪くなっているところは、こちらからも伺い、樹木医に見てもらうこともある。その中で手を加えた方がいいところは、年間3か所ずつ樹勢回復などを行っている。その他、県にも樹木診断制度があるため、そちらに要望して診断を実施している。

瀬口委員

危なくなってきたときに樹木診断しているとのことだが、危ない状態になる前に対応した方がよい。管理マニュアルはあるか。

事務局

個々の樹木や名木全般に関するマニュアルは存在しておらず、今後そういったマニュアルを作成できればと検討している。

瀬口委員

他市の状況を確認するのであれば、マニュアルについても確認するとよい。

議長が報告第2号から第4号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

9 報告第5号 中央緑道周辺地区景観保全型広告整備地区の指定について

議長が報告第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者(まちづくり推進課)による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

奥野委員

17ページ(エ)の地色に原則として黒色及び原色を使用しないとある。例えば18ページに病院の広告板があるが、この周りの部分が黒だとしたら何故いいのかわからない。

事務局

18 ページの病院の看板について（黒）という表記をしているが、10YR2/1 という記載を補っている。YR はイエローレッドであり、茶色の扱いとしている。

奥野委員

黒というのは、真っ黒が良くないということになるのか。

事務局

もともと広告板で地色を黒とする表示は、条例上は違反となる。ただ、20 ページの壁面広告のうち下段中央の写真については黒だが、N1.5 の無彩色である。

瀬口委員

建築物では、黒は制限していなかったか。

事務局

無彩色については色彩規制の対象にしていない。

島津委員

不適合となるものはどのように指導するのか。18 ページの地色の彩度が不適合となっているが、これからどのように指導していくのか。

事務局

地色の彩度が不適合のものに関しては、これから事業者の説明と説得をする予定。資料にある通り施行から3年後には是正が完了していることが目標であるため、説得するしか方法はないと思っている。

瀬口委員

そのまま継続して設置したらどうなるのか。

事務局

条文第9条において、届出をした者に対して必要な助言又は勧告を行うことができるとの記載しかなく、罰則は難しい。

奥野委員

例えば、色彩基準から外れる色をコーポレートカラーだと言われる場合にはどのように対応するのか。

事務局

現状では、各社の色がどの程度の認知度があるか測りかねるので、基本的にコーポレート

カラーですと言われる場合は許可している。ただ、この地区に関してはこうやってしまうとどこまでも許可できてしまうというところもあるため、代わりになる色があるのかヒアリングするような形で進めていきたいと思っている。どうしてもなければこのままになる可能性もある。

瀬口委員

通常は色相を変えるというのはコーポレートカラーでは難しいので、彩度を下げてもらえるようにできると良い。コーポレートカラーを認めると、どんどん増えていく。広告物は主張するものであるから、これを制限するという姿勢で彩度を下げてもらいたい。有名なコーヒーショップは、地域で色を考えているところでは合わせて色を変えてきている。何も考えない市町村は、そのまま主張した広告物が設置されており、地域に依拠している。そのせめぎあいだと思うので、方針に基づいて進めていただくといいと思う。

森委員

名古屋市などの広告物のアドバイザーをやっているが、広告物については主張されることが多く、コーポレートカラーを制限するというのはなかなか難しいと感じている。一例だが、一つ認めると不平等感が出る場合があるが、よくあるのは面積に対して3割まで使ってもいいなど割合を指定すること。そうすると、白黒反転して、背景色に使わずに文字に使うことになる。大きい面積だと主張が強くなるので、ルールをつけることで割と判断しやすくなる。もちろん、背景色でなくてはならないという会社側の事情もあるかと思うが、名古屋市においては、背景色との反転というやり方は割と受け入れていただけたなと思っている。

事務局

市内の広告物の許可事務において、コーポレートカラーを認められない部分があった際は反転という提案をしているため、同じようにお話しすることはできるかと思う。

瀬口委員

建造物の色彩のコントロールの場合は、メインカラー、アソートカラー、アクセントカラーと3種類について面積でコントロールしているところがある。広告物について森委員から意見をいただいたので、そういうことができるかどうか。広告物の方が建造物より相対的に小さいが、小さくても目立ちたいのが広告物であるため、どのように了解していただけるか検討してもらいたい。

島津委員

例外を認めると不平等感が出る。民間にお願いして直していただくのであれば、例外は少ないほうが良い。しっかりした姿勢で臨んでほしい。

瀬口委員

イベントなどで広告物を出すことがあると思うが、そういう時はどうするのか。一時的な広告物になるので、今回は関係ないか。

事務局

屋外広告物の4つの要件の中で、常時または一定の期間継続して表示されるという要件がある。イベント開催時の広告物については短期間に限られるものであり、一応屋外広告物ではないという考え方をしている。

瀬口委員

カラーコーンは屋外広告物に当たらないのか。

事務局

4つの要件に当てはまるので屋外広告物だと言えるが、簡易な屋外広告物だと考える。

瀬口委員

これからは、この地区で派手なカラーコーンは設置しないと言うことができるかと期待する。

議長が報告第5号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

10 諮問第2号 愛知環状鉄道 中岡崎駅エレベーター設置

議長が諮問第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者（まちづくり推進課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

杉野委員

エレベーターの運用について、地上階からコンコース階（2階）、コンコース階からホーム階（3階）の2回に分けて上下に移動する設計となっている。これは、改札とホームとバリアフリートイレの位置関係や障がい者だけでなく健常者もエレベーターを利用することを考えると、利用される場面によっては動線が長い・時間がかかる等利用者の方にはかなり不便を伴うのではないかと思う。現在の状態からすれば便利になるとは思いますが、一人が使う分には問題ないだろう。ただ、エレベーターの数については3基にするなど検討の余地があると思う。エレベーターのない駅での障がい者のホームまでの動線や運用はどうなっているのか分かるか。

事務局

現状はご存じのとおりエレベーターがないので、車いすの方の利用は避ける傾向にあるかと思う。利用される場合は、有人駅のため愛知環状鉄道の職員の方が何らかの対応をされていると推察する。

杉野委員

一般的にバリアフリーの関係は、公的な施設については法律で定めがあると思うので調べていただき、現在の駅での愛環の対応と他の駅の状況等を確認していただくと良いと思う。現状の確認と利用時の機能面についての検討をお願いしたい。

事務局

現状の対応について確認する。

宮崎委員

エレベーターの部分2階付近の飛び出ている部分は、ソリドという素材を使うということだが、ソリドは比較的新しい素材である。実は、昨年設計した住宅にソリドを使用した。今年1年点検に行ったところ、ソリドはセメント系のサイディング材でとても薄いのだが、熱が当たったところが大きく反っていて釘が抜けていたりしていた。使ってみての意見だが、今回の計画で日の当たる側に使ったりしているので大丈夫かなと思う。

瀬口委員

ソリドは窯業系のサイディング材とあるが、窯業系であればそんなに退色しないのではないかな。

宮崎委員

窯業系のサイディングではあるが、今までの材と違う素材感でとにかく薄い。

河内委員

通常窯業系でも、西日が良く当たるところだと退色は減ったが収縮は大きい。

瀬口委員

宮崎委員の言われたことについて、窯業系でも退色するものがあるのではないかと。

宮崎委員

色は落ちないが、製品がとにかく薄く、結構簡単に割れてしまう。厚さは5～6mm程度で、住宅に使うと普通の住宅より少し高くなる金額だったと思う。

瀬口委員

厚さ等考慮して、耐光性のある材料を使ってもらえるように伝えてほしい。

事務局

承知した。

瀬口委員

現計画は機能面であちこち移動する必要があるが、エレベーターを3基つけて、コンコース（2階）に上がった後に分かれてホームに上がるという方式にできない理由があるのか。

事務局

コストがかかるため、エレベーターの基数を増やすことは避けたいと聞いている。

瀬口委員

こういう駅舎の形式は、鶴舞公園の駅舎（中央線）が似ている。改札をくぐり階段を上ってホームに行く動線で、エレベーターがどこについていたか記憶にないが、改札の先の左右にエレベーターがあると思われる。中岡崎駅において、計画の動線が不便ではないかという議論に対して、1日利用者4,000人中、障がい者や高齢者の方が何割いるのか。エレベーターができたらのくらいの人が使用するのか、数えて検討する必要があるかもしれない。

奥野委員

例えば改札をエレベーターの近くに作るということはできないか。そうすると、動線が少し短くなると思う。

河内委員

会社の切符等の運営の仕方を確認して、エレベーター設置の良し悪しを議論することもあり得るのではないか。現計画でエレベーターを乗り換えて移動するのが大変ということであれば、無人駅のやり方を適用するなど、切符の販売や改札の運用の仕方によっては利用者の負担が軽減されるのではないかと思う。

瀬口委員

以前のヨーロッパでは改札なしで切符を購入すれば乗ることができて、あとは検札で確認して切符を持っていないと何倍もの料金を徴収する。日本の場合は改札で確認することによって、不正等が生じないようにしている。社会制度の違いであり、今回の議題を検討する一つの考え方ではある。

エレベーターを3基にして動線をシンプルにするという案に続き、切符の購入のみで改札なしとすれば、複雑な動線を避けられるのではないかという、2つ目の提案があった。どちらにしてもエレベーターシャフトはつくということで、提出された計画の機能について確認した。また、素材については宮崎委員からご意見いただいた。色彩については特に意見なしでよろしいか。

一つ私から意見したいが、建物の形態について、屋根の形を切妻にしたらいいと思う。蔵造をイメージしている割には屋根がフラットである。切妻屋根にした場合、景観形成重点地区の高さに抵触するのか。

事務局

現在の陸屋根でも基準としている高さ 15 メートルを超えているので、勾配屋根でも同じように超えることとなる。

瀬口委員

景観審議会での諮問をもって許可する事項ということでよいか。

事務局

市長が景観審議会の意見を聞き、良好な景観の保全・創出に寄与するものだと認める場合は許可するものとしている。

瀬口委員

参考資料にある景観協議及び法定届出制度の手続の流れについて、景観審議会の位置づけについて説明してほしい。

事務局

今回の景観審議会の諮問は、手続きのフローチャートでは省かれているが、届出時の審査の段階であり、景観審議会の意見をお聞きするもの。

瀬口委員

景観審議会の意見に基づき、市長が修正や勧告を実施できるものとして認識している。

事務局

不適合の場合は勧告することができる。この時にも必要に応じて景観審議会の意見を聞くことができるが、今回の諮問はその前の段階の審査に係る審議であり、計画が適合か不適合か判断する部分。

瀬口委員

適合・不適合は、担当課が判断しているのか。

事務局

担当課が判断している。

瀬口委員

今回はイレギュラーなことをしているということか。

事務局

イレギュラーなものではない。景観計画に八丁地区の景観形成基準を定めており、ここに

書かれているのが高さ 15mを超えないようにするという内容。ただし、景観審議会の意見を聞いて良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りではないとしているので、今回はこの景観形成基準に関する審査をしている。

瀬口委員

例えば蔵通りの景観を考えて、勾配屋根にこだわったとする。景観審議会において勾配屋根がいいといった場合には、今回の計画の高さは不適合となる。

事務局

勾配屋根に関しては、八丁地区の景観配慮指針（努力義務）の項目として書かれている内容であり、今回は高さ 15mを超えることに対していいか悪いかという判断をする。勾配屋根に関する意見はあくまでも、この判断に意匠的な配慮をするプラス要素の意見となる。

瀬口委員

要するに、担当課では景観としていいのか悪いのかという判断をすることができないから、単に適合・不適合を景観審議会で審議するというのはおかしいのではないか。愛知環状鉄道に対して勾配屋根がいいと意見して勾配屋根にしてもらい、基準はオーバーしているけど屋根を配慮していただいたという流れの方が景観上良くなると思う。他市でそういった事例を知っているが、市の担当者が原案を作って景観審議会に出してくる。岡崎市の場合はその部分を割愛している。制度上の理屈はあると思うが、景観上良くなるかどうかを審議した方がいいのではないかと思う。相手方に却下されるかもしれないが、審議した景観上良くなる案を提示する方がいいのではないか。

島津委員

今回のように適合か不適合かだけの審議となると、何を審議していいのか分からない。

杉野委員

会長から屋根の話題が出たが、8ページの資料を見ると、蔵にはいくつかの窓があってすべて庇がついている。あれがまさに蔵並みである。蔵並みの姿がイメージできるように窓も工夫してはどうか。資料に蔵並みをイメージしているとの記載があるのであれば、実際に表現されるといいのかなと思う。

それから、今回の諮問の内容について考えたときに、先方からの資料がすべて設置概略設計作業と書いてあるので、計画の手前の作業であり、これから始めるにあたって意見を聴取する段階の内容と理解していた。もしすでに実施に近づいている状況であれば、この図面のタイトルにはならない。この概略設計図はどの時点での図面なのか。

事務局

提示している図は、基本設計が終わった段階の図面である。これから詳細設計を行うとの

ことで、変更が可能な時期に提出してもらっている。

杉野委員

基本設計が終わった段階の図面であれば、図面の表示を分かるようにしてほしい。会議資料としては曖昧な図面タイトルになっている。

瀬口委員

ひとまずここまでに出了意見をもとめる。まず機能について意見があった。エレベーター2基で非常に複雑な動線となっているので、エレベーター3基の設置は不可能か。また、改札の仕方によってはもう少しスムーズな動線を確保できるのではないかという2点の意見だった。それから、形態については八丁の町並みに合わせた切妻屋根として、窓に庇をつけてはどうかということだった。

色彩については白と黒の2色でご意見はなしでよろしいかと思う。素材については、ソリドは耐久性がない可能性があるということで、窯業系サイディングの厚み等について確認し少し耐久性の高いものを使用してほしいというご意見だったかと思う。

今回は諮問であるため、これは市長に報告して、その旨業者の方に伝えるということによいか。

事務局

事業者にお伝えする。

瀬口委員

エレベーターをつける、シャフトをつける方向は了解したうえで、細部についていろんなご意見をいただいた。細部の議論について、景観上は重要だと伝えてほしい。

瀬口委員

他に意見があるか。

小早川委員

駅について、現在は1階部分が駐輪場になっている。景観のことを考えるのであれば、学生の方も多く使われると思うので、整備というよりもマナーを守っていただくことも取り入れ、全体として使う人に優しい駅になるといいと思う。また、駅の東側は関係ないのかもしれないが、9ページに掲載のホーム階(3階)と思われる建屋の外観が茶色で気になるので、西側のデザインと合わせることはできないのか。

事務局

足場を組むのであれば塗装部分の拡大は考えられないのかと伝えているが、コストが合わないとの回答があった。単年度でコストが嵩んでしまうためとのことだった。

瀬口委員

駅の東側というのは、ホームの壁か。ここは、今回の工事の対象外と思われるが、単年度で難しいようであれば、複数年度でやるように伝えてほしい。

事務局

承知した。

議長が諮問第2号に関する質疑の終結を宣言し、諮問が終了した。

瀬口委員

議題以外に委員から何か意見があるか。

長谷川委員

景観の樹木について、名古屋のエリアまでクビアカツヤカマキリという外来種が入って被害が出ている。バラ科に入る虫。ふるさとの名木を見ると、7種類ほどバラ科があり、その中でも特に「とよとみ梨」はカマキリが入らないように注意してほしい。もし入っていることが分かればすぐに対応を。後々枯れてしまったというのは避けたいし、特にとよとみ梨は岡崎市の天然記念物でもあるので、景観の観点からも対応していただけるといいというのが私の意見である。

瀬口委員

管理マニュアルの作成を含めて、記載・対応していただけるといいと思う。

11 その他連絡事項について

事務局

次回、岡崎市景観審議会は1月から2月頃に開催予定。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和6年度第2回岡崎市景観審議会を閉会した。